

議案第 5 0 号

日出町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

日出町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 元 年 9 月 3 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

日出町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和 5 2 年日出町条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「本町の」を「本町が備える」に改め、同条第 2 項中「に定めるところ」を「の規定」に改め、「ものとする」を削る。

第 3 条第 2 項中「登録申請者が自ら申請することができないこと」を「その事由」に改める。

第 5 条第 1 項中「当該申請者」を「当該登録申請」に改め、同条第 2 項中「印鑑の登録の申請の事実について」を削り、同条第 3 項中「に掲げるもののうち、」を「の各号の」に改め、「提示」の次に「又は提出」を加え、同項第 1 号中「若しくは」を「又は」に改める。

第 6 条第 2 項中「に掲げるもののうち」を「の各号の」に改め、同項第 1 号中「氏、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号。以下「令」という。）第 3 0 条の 1 3 に規定する旧氏をいう。以下同

じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第３０条の２６第１項」を「令第３０条の１６第１項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第３項中「前項第１号」の次に「及び第２号の規定」を加える。

第７条中「町長は、印鑑登録原票を備え、印鑑登録の申請について審査したうえ」を「第５条第１項の登録は、町長が備える印鑑登録原票に」に改め、「登録する」の次に「ことにより行う」を加え、同条第４号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第６条第３項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録できる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては記録。以下同じ。）がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「、氏名及び」を「氏名及び当該」に改め、同条第７号中「記録されている」を「記載がされている」に改め、同条に次の１項を加える。

２ 町長は、前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスクをもって調製することができる。

第８条第１項中「場合には」を「ときは」に改め、「いう。」の次に「以下同じ。」を加え、同条第２項を削る。

第１１条中「場合には」を「ときは」に改める。

第１２条中「の申請」を「に規定する申請」に改める。

第１３条第１項中「印鑑の登録を受けている者」を「登録者」に改め、「写し」の次に「（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。以下同じ。）」を加え、同条第２項第１号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「、氏名及び」を「氏名及び当該」に改め、同項第５号中「記録されている」

を「記載がされている」に改め、同条第3項中「場合には」を「ときは」に改め、同条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

第14条中「次に該当する場合には、その」を「次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録証明書の」に改め、「ものとする」を削る。

第15条第1項中「場合には」を「ときは」に改める。

第17条第1項中「の届出」を「の規定による届出」に、「の申請」を「に規定する申請」に改め、同条第2項第1号中「住民基本台帳を」を「、住民基本台帳から」に改め、同項第2号中「、死亡」を「死亡し、」に、「若しくは」を「、若しくは」に改め、同項第3号中「住民基本台帳法」を「法」に改め、同項第4号中「氏名、氏」の次に「（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加え、「その他その者に係る印鑑登録を抹消すべき事由が生じたことを知ったとき」を削り、同項に次の1号を加える。

(5) その他町長が印鑑登録を抹消すべき事由が生じたことを知ったとき。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

理 由

印鑑の登録に旧氏を用いることができるようにするために、条例を改正したので提出する。